

# 兵庫県公報

令和2年11月11日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 規 則

ページ

- 兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則（専門職大学準備課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則（規則第46号）

兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正に伴い、県が設置する専門職大学の入学考査料及び入学料を還付する必要がある事由を定めることとした。

## 規 則

兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則をここに公布する。

令和2年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第46号

#### 兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則

兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号。以下「条例」という。）附則第7項に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当することとする。

- (1) 条例附則第5項の入学考査料を既に納めた者 同項第1号に規定する場合において、同号に規定する第1段階目の選抜に不合格となった場合
- (2) 条例附則第5項の入学料を既に納めた者 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定を受けた場合

#### 附 則

この規則は、令和2年11月18日から施行する。